

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.0 重大事故等対策における共通事項

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5. 0)	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・「、」から「,」へ修正。(ただし、他社と審査基準要求事項の「、」は対象外) ・ページ数を記載していた箇所について、ページ数の変更を修正 ・全角/半角の修正 ・インデント及び段落の修正 ・不要なスペース削除 ・表の体裁修正 (セルサイズ, セル結合, 罫線) 	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5. 0)	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・「、」から「,」へ修正。(ただし、他社と審査基準要求事項の「、」は対象外) ・ページ数を記載していた箇所について、ページ数の変更を修正 ・全角/半角の修正 ・インデント及び段落の修正 ・不要なスペース削除 ・表の体裁修正 (セルサイズ, セル結合, 罫線) ・着色の適正化 ・参考となる先行プラントまとめ資料について抜粋 (比較表に貼り付け) 	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5. 0)	1.0-とりまとめた資料-1	記載の適正化 (下線部参照) 1-1) c. 項 (旧) 下記 3 件 (新) 下記 4 件	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5. 0)	1.0-10	燃料タンク (SA) 追加に伴い、以下の記載を修正 (下線部参照) (旧) 重大事故等が発生した場合、事故収束に迅速に対応するため、屋外の可搬型重大事故等対処設備の保管場所から目的地まで運搬するアクセスルートの状況確認、取水箇所の状況確認及びホース敷設ルートの状況確認を行い、併せて、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、常設代替交流電源設備、その他屋外設備の被害状況の把握を行う。 (新) 重大事故等が発生した場合、事故収束に迅速に対応するため、屋外の可搬型重大事故等対処設備の保管場所から目的地まで運搬するアクセスルートの状況確認、取水箇所の状況確認及びホース敷設ルートの状況確認を行い、併せて、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、 <u>燃料タンク (SA)</u> 、常設代替交流電源設備、その他屋外設備の被害状況の把握を行う。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0-8	同上	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	1.0-22 1.0-63	記載の適正化 「地滑りが想定される場合には、」を削除	
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0-24 1.0-67	記載の適正化 「地滑りが想定される場合には、」を削除 地滑りの相違理由を削除	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	1.0-29 1.0-77	記載の適正化 (下線部参照) (旧) 可搬型大容量海水ポンプ車 (新) 可搬型大容量海水送水ポンプ車	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0-31 1.0-79	同上	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	1.0-30	記載の適正化 (下線部参照) (旧) 発電所対策本部の運営支援, 対外関係機関への通報連絡, 要員の呼集, 燃料補給活動等, 初期消火活動を行う消火要員を有する班 (新) 初期消火活動を行う消火要員を有し, 発電所対策本部の運営支援, 対外関係機関への通報連絡, 要員の呼集, 燃料補給活動等を行う班	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0-33	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
12	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料</p> <p>1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)</p>	1.0-41	<p>燃料タンク (SA) 追加に伴い、以下の記載を修正 (下線部参照)</p> <p>(旧) 重大事故等が発生した場合、事故収束に迅速に対応するため、屋外の可搬型重大事故等対処設備 (可搬型大型送水ポンプ車、可搬型代替電源車等) の保管場所から目的地まで運搬するアクセスルートの状況確認、取水箇所の状況確認及びホース敷設ルートの状況確認を行い、併せて、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、常設代替交流電源設備、その他屋外設備の被害状況の把握を行う。</p> <p>(新) 重大事故等が発生した場合、事故収束に迅速に対応するため、屋外の可搬型重大事故等対処設備 (可搬型大型送水ポンプ車、可搬型代替電源車等) の保管場所から目的地まで運搬するアクセスルートの状況確認、取水箇所の状況確認及びホース敷設ルートの状況確認を行い、併せて、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、<u>燃料タンク (SA)</u>、常設代替交流電源設備、その他屋外設備の被害状況の把握を行う。</p>	
13	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表</p> <p>1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)</p>	1.0-44	同上	
14	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料</p> <p>1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)</p>	1.0-47	<p>記載の適正化 (下線部参照)</p> <p>(旧) なお、<u>地下水排水設備が機能喪失した場合に復旧作業等を行うため、必要な資機材を確保する。</u>今後も多様な復旧手段の確保、復旧を想定する機器の拡大、その他の有効な復旧対策について継続的な検討を行うとともに、そのために必要な予備品の確保を行う。</p> <p>(新) a. 予備品等の確保 重大事故等時の事故対応については、重大事故等対処設備にて実施することにより、事故収束を行う。 ～中略～ <u>また、地下水排水設備が機能喪失した場合に復旧作業等を行うため、必要な資機材を確保する。</u></p>	
15	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表</p> <p>1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)</p>	1.0-50	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5. 0)	1.0-48	記載の適正化 (下線部参照) (旧) なお、地下水排水設備の資機材は、地震による周辺斜面の崩壊～～～ (新) また、地下水排水設備の資機材は、地震による周辺斜面の崩壊～～～	
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5. 0)	1.0-51	同上	
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5. 0)	1.0-80	記載の適正化 (下線部参照) (旧) 発電所対策本部の運営支援、対外関係機関への通報連絡、要員の呼集、燃料補給活動等、火災発生時の初期消火活動を行う消火要員を有する事務局 (新) 火災発生時の初期消火活動を行う消火要員を有し、発電所対策本部の運営支援、対外関係機関への通報連絡、要員の呼集、燃料補給活動等を行う事務局	
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5. 0)	1.0-81	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5. 0)	1.0-88	先行審査実績を踏まえ、記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 本店対策本部は、本店対策本部の設営・運営、社内外の情報収集及び関係箇所への連絡、事故状況の把握及び事故拡大防止のための運転措置の支援、復旧対策の支援、放射線被害状況の把握に関する支援、原子力事業所災害対策支援拠点の設営・運営等を行う原子力部門、電力系統運用設備の被害復旧状況の集約、電力系統の復旧及び供給対策等を行う流通部門、資機材及び食料の調達及び輸送、要員の手配・健康管理等を行う業務部門、地域対応及びプレス対応等を行う社外対応部門、原子力規制庁緊急時対応センターへの派遣、官庁対応等を行う東京支社部門で構成する。 (新) 本店対策本部は、本店対策本部の設営・運営、社内外の情報収集及び関係箇所への連絡、 <u>他原子力事業者・原子力緊急事態支援組織への応援要請</u> 、事故状況の把握及び事故拡大防止のための運転措置の支援、復旧対策の支援、放射線被害状況の把握及び事故影響範囲の評価に関する支援、原子力事業所災害対策支援拠点の設営・運営等を行う原子力部門、 <u>保安通信回線の確保</u> 、電力系統運用設備の被害復旧状況の集約、電力系統の復旧及び供給対策、 <u>ヘリコプターの確保・運用</u> 等を行う流通部門、資機材及び食料の調達及び輸送、要員の手配・健康管理等を行う業務部門、地域対応及びプレス対応等を行う社外対応部門、原子力規制庁緊急時対応センターへの派遣、官庁対応等を行う東京支社部門で構成する。	
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5. 0)	1.0-91	同上	
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5. 0)	1.0-95～185	<ul style="list-style-type: none"> ・相違点の着色の適正化 ・インデント及び段落の修正 	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-r.5.0)	1.0-95～185	相違理由適正化 (下線部参照) (旧) 第1表は、技術的能力1.1～1.19まとめ資料を基に、大飯及び女川と比較し <u>全体的に見直しを実施していることから、修正箇所を示す黄色マーキングは実施しない。また、緑字については、記載表現、設備名称等の相違であり実質的な相違はないことから相違理由を省略し、着色のみとする。</u> (新) 第1表は、技術的能力1.1～1.19まとめ資料を基に、大飯及び女川と比較しているため、 <u>相違箇所の緑字については、記載表現、設備名称等の相違であり実質的な相違はないことから相違理由を省略し、着色のみとする。</u>	
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-r.5.0)	1.0-100	第1表の記載表現の適正化 (下線部参照) 【第1表 (3/19) /対応手段等/インターフェースシステムLOCA発生時】 (旧) 1次冷却材圧力、加圧器水位の低下 <u>及び</u> 余熱除去ポンプ出口圧力上昇等により・・・ (新) 1次冷却材圧力、加圧器水位の低下、 <u>余熱除去ポンプ出口圧力上昇等</u> により・・・	
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-r.5.0)	1.0-106	同上	
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-r.5.0)	1.0-106, 108, 113, 122, 126	第1表の記載表現の適正化 (旧) 炉心発熱有効長上端位置から0.5m下 (新) 格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却に影響しない上限の高さ	
27	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-r.5.0)	1.0-114, 116, 123, 135, 139	同上	
28	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-r.5.0)	1.0-107	第1表の記載表現の適正化 (旧) 代替非常用発電機 (新) 常設代替交流電源設備	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
29	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0-115	同上	
30	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	1.0-117	第1表の脱字訂正 (下線部参照) 【第1表 (5/19) /対応手段等/サポート系故障時/格納容器内自然対流冷却】 (旧) 格納容器圧力及び温度の・・・ (新) 原子炉格納容器圧力及び温度の・・・	
31	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0-127	同上	
32	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	1.0.134	第1表の誤記訂正 (下線部参照) 【第1表 (11/19) /対応手段等/使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、又は使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時/漏えい抑制】 (旧) 使用済燃料ピットに接続する配管の破断等により、使用済燃料ピット水浄化冷却設備入口配管からサイフォン現象により使用済燃料ピット水の漏えいが発生した場合は、使用済燃料ピット水浄化冷却設備入口配管上部に設けたサイフォンブレイカにより漏えいが停止したことを確認する。 (新) 使用済燃料ピットに接続する配管の破断等により、使用済燃料ピット水浄化冷却設備出口配管からサイフォン現象により使用済燃料ピット水の漏えいが発生した場合は、使用済燃料ピット水浄化冷却設備出口配管上部に設けたサイフォンブレイカにより漏えいが停止したことを確認する。	
33	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0.149	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
34	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5. 0)	1.0. 136	第1表の記載を適正化（下線部参照） 【第1表（11/19）/対応手段等/使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、又は使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時/漏えい抑制】 (旧) 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、・・・その次に1次系補給水ポンプによる1次系純水タンクの注水を優先する。 使用済燃料ピットへの注水に使用する可搬型大型送水ポンプ車は、有効性評価における必要注水流量を十分上回る送水能力を有しているため、使用済燃料ピットに十分な水量を確保することで淡水から海水に水源を切替えるための時間を確保することが可能であることから、淡水を優先して使用する。 <u>可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水のための水源は、代替給水ピットを優先して使用し、それが使用できない場合には原水槽を使用する。すべての淡水源が使用できない場合には海水を用いる。</u> 使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい、・・・使用済燃料ピットへのスプレイを優先する。 また、燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）に損壊がある場合又は燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）に近づけない・・・原水槽を使用する。 (新) 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、・・・その次に1次系補給水ポンプによる1次系純水タンクの注水を優先する。 <u>可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水のための水源は、水源の切替えによる使用済燃料ピットへの注水の中絶が発生しない海水を優先して使用し、海水取水箇所へのアクセスに時間を要する場合には、代替給水ピットを使用する。海水の取水ができない場合は、原水槽を使用する。</u> 使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい、・・・使用済燃料ピットへのスプレイを優先する。 また、燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）に破損がある場合又は燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）に近づけない・・・原水槽を使用する。	
35	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5. 0)	1.0. 152	同上	
36	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5. 0)	1.0. 153	相違理由欄の脱字を修正した。修正箇所は下線部のとおり。 【女川】 記載内容の相違 (旧) 「泊3号炉は「原子炉格納容器及びアニュラス部の破損」時と・・・・、玄海3/4号炉同様。 (新) 「泊3号炉は「原子炉格納容器及びアニュラス部の破損」時と・・・・、玄海3/4号炉と同様。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
37	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5. 0)	1. 0. 154	相違理由欄の脱字を修正した。修正箇所は下線部のとおり。 【大飯】 【女川】 設備の相違 (旧) 「大飯3/4号炉にはスプレイヘッドによる建屋外部から・・・大飯3/4号と同様の記載はなし。」 (新) 「大飯3/4号炉にはスプレイヘッドによる建屋外部から・・・大飯3/4号炉と同様の記載はなし。」	
38	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5. 0)	1. 0. 155	相違理由欄の脱字を修正した。修正箇所は下線部のとおり。 【女川】 記載内容の相違 (旧) 「泊3号炉はホース敷設ルートによる敷設時間に相違はなし」 (新) 「泊3号炉はホース敷設ルートによる敷設時間に相違はなし。」	
39	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5. 0)	1. 0-139	第1表の【燃料取替用水ピットを水源とした対応手段】に記載を追記した(下線部参照)。 (旧) 燃料取替用水ピットを水源として、以下の手段により対応する。 (新) 補助給水ピットを水源として利用できない場合は、燃料取替用水ピットを水源として、以下の手段により対応する。	
40	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5. 0)	1. 0-156	同上	
41	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5. 0)	1. 0-140	第1表の【海を水源とした対応手段】の記載を適正化した(下線部参照)。 (旧) 燃料取替用水ピット及び補助給水ピットを水源として利用できない場合は、海を水源として、以下の手段により対応する。 (新) 燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源として利用できない場合は、海を水源として、以下の手段により対応する。	
42	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5. 0)	1. 0-158	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
43	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5. 0)	1. 0-141	第1表の【燃料取替用水ピットへ水を補給するための対応手段】の記載を適正化した(下線部参照)。 (旧) 他の自主対策設備による淡水の補給手段が使用できない場合、 <u>炉心損傷のおそれがある場合又は炉心が損傷した場合は</u> 、可搬型大型送水ポンプ車の準備を整えば海水を使用する。 (新) 他の自主対策設備による淡水の補給手段が使用できない場合は、可搬型大型送水ポンプ車の準備を整えば海水を使用する。	
44	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5. 0)	1. 0-159	同上	
45	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5. 0)	1. 0-141	第1表の【補助給水ピットへ水を補給するための対応手段】の記載を適正化した(下線部参照)。 (旧) 他の自主対策設備による淡水の補給手段が使用できない場合、 <u>炉心損傷のおそれがある場合又は炉心が損傷した場合は</u> 、可搬型大型送水ポンプ車の準備を整えば海水を使用する。 (新) 他の自主対策設備による淡水の補給手段が使用できない場合は、可搬型大型送水ポンプ車の準備を整えば海水を使用する。	
46	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5. 0)	1. 0-159	同上	
47	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5. 0)	1. 0-143	記載の適正化 (旧) 不要直流負荷の切り離し (新) 不要な直流負荷切離し	
48	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5. 0)	1. 0-165	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
49	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5. 0)	1. 0-145	燃料タンク (SA) 新規追加による反映。 (旧) ディーゼル発電機燃料油貯油の軽油を使用する。 (新) ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク (SA) の軽油を使用する。 (旧) ディーゼル発電機燃料油貯油槽 (約540kL) を管理する。 (新) ディーゼル発電機燃料油貯油槽 (約540kL) 又は燃料タンク (SA) (約50kL) を管理する。	
50	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5. 0)	1. 0-167	同上	
51	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5. 0)	1. 0-151	第1表 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 4ポツ目 記載の適正化 (下線部参照) (旧) 代替交流電源設備による給電後・・・ (新) 常設代替交流電源設備により給電するため・・・	
52	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5. 0)	1. 0-173	同上	
53	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5. 0)	1. 0-151	第1表 (16/19) 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 6ポツ目 記載の適正化 (下線部参照) (旧) 発電課長 (当直) は発電所対策本部長等と協議の上・・・ (新) 発電所対策本部は・・・	
54	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5. 0)	1. 0-173	同上	
55	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5. 0)	1. 0-173	相違記載欄 記載の適正化に伴い相違理由を追記した。(下線部参照) (新) 【大飯】運用の相違 ・大飯は、当直課長が発電所対策本部と協議の上、交代要員体制を整備する。 ・長期的な保安の観点から、交代要員体制を整備する方針に相違なし。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
56	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5. 0)	1.0-175	下記の誤記を修正した。 相違理由 (旧) 青色着色部については、記載箇所又は記載内容の相違。 (新) 【大飯】記載方針の相違 (女川実績の反映)	
57	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5. 0)	1.0-175	下記の記載を追記した。(下線部参照) 相違理由 (旧) 運用方法の相違 (新) 【女川】 【大飯】運用方法の相違	
58	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5. 0)	1.0-176	下記の記載を追記した。(下線部参照) 相違理由 (旧) 運用方法の相違 (新) 【大飯】運用方法の相違	
59	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5. 0)	1.0-176	下記の記載を追記した。(下線部参照) 相違理由 (旧) 運用方法の相違 (新) 【女川】 【大飯】運用方法の相違	
60	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5. 0)	1.0-153	下記の誤記を修正した。(下線部参照) (旧) 放射能測定装置(可搬型ダスト・よう素サンブラ, GM汚染サーベイメータ, NaI (Tl) シンチレーションサーベイメータ) 等 (新) 放射能測定装置(可搬型ダスト・よう素サンブラ, GM汚染サーベイメータ, NaI (Tl) シンチレーションサーベイメータ)	
61	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5. 0)	1.0-175	同上	
62	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5. 0)	1.0-153	下記の誤記を修正した。(下線部参照) (旧) 発電所の周辺海域については、小型船舶を用いた海上モニタリングを行う。 (新) 発電所の周辺海域は、小型船舶を用いた海上モニタリングを行う。	
63	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5. 0)	1.0-175	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
64	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5. 0)	1.0-154	下記の誤記を修正した。(下線部参照) (旧) 他の機関との連携体制 (新) 他の機関との連携	
65	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5. 0)	1.0-176	同上	
66	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5. 0)	1.0-155	4 ポツ目を以下のとおり適正化 (旧) ~3号炉の原子炉格納容器を囲むように設置する可搬型モニタリングポスト及び原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置する可搬型モニタリングポストの~調整する。 その後、3号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置した可搬型モニタリングポスト~切替える。 (新) ~3号炉の原子炉格納容器を囲むように設置する可搬型モニタリングポスト及び緊急時対策所付近に設置する可搬型モニタリングポストの~調整する。 その後、緊急時対策所付近に設置した可搬型モニタリングポスト~切替える。	
67	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5. 0)	1.0-178	3 ポツ目を以下のとおり適正化 (旧) ~3号炉の原子炉格納容器を囲むように設置する可搬型モニタリングポスト及び原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置する可搬型モニタリングポストの~調整する。 その後、3号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置した可搬型モニタリングポスト~切替える。 (新) ~3号炉の原子炉格納容器を囲むように設置する可搬型モニタリングポスト及び緊急時対策所付近に設置する可搬型モニタリングポストの~調整する。 その後、緊急時対策所付近に設置した可搬型モニタリングポスト~切替える。	
68	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5. 0)	1.0-158	以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 発電所災害対策要員が、中央制御室、屋内外の現場、緊急時対策所との間で相互に通信連絡を行う場合は、衛星電話設備、無線連絡設備、携行型通話装置、テレビ会議システム(指揮所・待機所間)及びインターフォンを使用する。 (新) 発電所災害対策要員が、中央制御室、屋内外の現場、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所との間で相互に通信連絡を行う場合は、衛星電話設備、無線連絡設備、携行型通話装置、テレビ会議システム(指揮所・待機所間)及びインターフォン等を使用する。	
69	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5. 0)	1.0-181	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
70	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.5.0)	1.0-158	以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧)また、緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送し、パラメータを共有する場合は、 <u>データ収集計算機及びデータ表示端末</u> を使用する。 (新)また、緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送し、パラメータを共有する場合は、 <u>データ伝送設備(発電所内)</u> を使用する。	
71	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.5.0)	1.0-181	同上	
72	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.5.0)	1.0-158	以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧)・現場(屋外)と緊急時対策所との連絡には、衛星電話設備及び無線連絡設備等を使用する。 (新)・現場(屋外)と <u>緊急時対策所指揮所</u> との連絡には、衛星電話設備及び無線連絡設備等を使用する。	
73	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.5.0)	1.0-181	同上	
74	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.5.0)	1.0-158	以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧)・中央制御室と緊急時対策所との連絡には、衛星電話設備及び無線連絡設備等を使用する。 (新)・中央制御室と <u>緊急時対策所指揮所</u> との連絡には、衛星電話設備及び無線連絡設備等を使用する。	
75	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.5.0)	1.0-181	同上	
76	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.5.0)	1.0-158	以下の記載を削除しました。(下線部参照) (旧)・ <u>緊急時対策所指揮所と緊急時対策所待機所との連絡には、テレビ会議システム(指揮所・待機所間)及びインターフォンを使用する。</u> (新)なし	
77	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.5.0)	1.0-181	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
78	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.5.0)	1.0-158	以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 放射能観測車と緊急時対策所との連絡には、衛星電話設備等を使用する。 (新) 放射能観測車と緊急時対策所指揮所との連絡には、衛星電話設備等を使用する。	
79	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.5.0)	1.0-181	同上	
80	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.5.0)	1.0-181	相違理由欄に、以下の記載を3箇所追記しました。(下線部参照) (旧) なし (新) <u>【大飯】記載方針の相違(女川審査実績の反映)</u>	
81	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.5.0)	1.0-181	相違理由欄の以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) <u>【女川】設計の相違①</u> 女川ではフィルタベント操作によるブルーム発生に備え設置している。泊では当該操作はなく、中央制御室退避所及び、その内部で活動を行うための設備はない。 (新) <u>【女川】設計の相違①</u> 女川ではフィルタベント操作によるブルーム発生に備え中央制御室待避所を設置している。泊では当該操作はなく、中央制御室退避所を設置していない。	
82	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.5.0)	1.0-181	相違理由欄の以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) <u>【女川】設備運用の相違</u> (新) <u>【女川】設備運用の相違 泊では衛星電話設備を使用して共有する</u>	
83	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.5.0)	1.0-181	相違理由欄の以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) <u>【女川】</u> 上記①参照。 (新) <u>【女川】設計の相違</u> 上記①参照。	
84	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.5.0)	1.0-158	以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 国の緊急時対策支援システム(ERSS)へ必要なデータを伝送し、パラメータを共有する場合は、 <u>データ収集計算機及びERSS伝送サーバ</u> を使用する。 (新) 国の緊急時対策支援システム(ERSS)へ必要なデータを伝送し、パラメータを共有する場合は、 <u>データ伝送設備(発電所外)</u> を使用する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
85	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0-182	同上	
86	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	1.0-158	以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) ・緊急時対策所と本店、地方公共団体、その他関係機関等との連絡には、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備等を使用する。 ・緊急時対策所と国との連絡には、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備及び衛星電話設備等を使用する。 ・緊急時対策所と社内関係箇所との連絡には、衛星電話設備等を使用する。 (新) ・緊急時対策所指揮所と本店、地方公共団体、その他関係機関等との連絡には、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備等を使用する。 ・緊急時対策所指揮所と国との連絡には、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備及び衛星電話設備等を使用する。 ・緊急時対策所指揮所と社内関係箇所との連絡には、衛星電話設備等を使用する。	
87	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0-182	同上	
88	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0-182	相違理由欄に、以下の記載を2箇所追記しました。(下線部参照) (旧) なし (新) <u>【大飯】記載方針の相違(女川審査実績の反映)</u>	
89	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	1.0-159	以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 発電所災害対策要員が、中央制御室、屋内外の現場及び緊急時対策所との間で操作・作業等の通信連絡を行う場合は、通常、屋内外で使用が可能である運転指令設備(警報装置を含む。)、電力保安通信用電話設備及び移動無線設備を使用するが、これらが使用できない場合は、衛星電話設備、無線連絡設備及び携行型通話装置を使用する。 (新) 発電所災害対策要員が、中央制御室、屋内外の現場、 <u>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所</u> との間で操作・作業等の通信連絡を行う場合は、通常、屋内外で使用が可能である運転指令設備(警報装置を含む。)、電力保安通信用電話設備及び移動無線設備を使用するが、これらが使用できない場合は、衛星電話設備、無線連絡設備、 <u>携行型通話装置、テレビ会議システム(指揮所・待機所間)及びインターフォン</u> を使用する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
90	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5. 0)	1.0-183	同上	
91	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5. 0)	1.0-159	以下の記載を適正化しました。(下線部参 (旧)なお、特に重要なパラメータを計測し、その結果を発電所内の必要な場所 で共有する場合も同様である。 (新)なお、特に重要なパラメータを計測し、その結果を発電所内の必要な場所 で共有する場合は、通常、屋内外で使用が可能である運転指令設備(警報装置を含む。) 、電力保安通信用電話設備及び移動無線設備を使用する が、これらが使用できない場合は、衛星電話設備、無線連絡設備及び携行型通話装置を使用する。	
92	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5. 0)	1.0-183	同上	
93	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5. 0)	1.0-159	以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧)全交流動力電源喪失時は、代替電源設備を用いて、衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(FAX)、無線連絡設備(固定型)、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、インターフォン、テレビ会議システム(指揮所・待機所間)データ伝送設備(発電所内)及びデータ伝送設備(発電所外)へ給電する。 (新)全交流動力電源喪失時は、代替電源設備を用いて、衛星電話設備(固定型)、無線連絡設備(固定型)、衛星電話設備(FAX)、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、インターフォン、テレビ会議システム(指揮所・待機所間)データ伝送設備(発電所内)及びデータ伝送設備(発電所外)へ給電する。	
94	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5. 0)	1.0-184	同上	
95	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5. 0)	1.0-183	相違理由欄の以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧)【女川】設計の相違 女川ではフィルタベント操作によるブルーム発生に備え設置している。泊では当該操作はなく、中央制御室退避所及び、その内部で活動を行うための設備はない。 (新)【女川】設計の相違 女川ではフィルタベント操作によるブルーム発生に備え中央制御室待避所を設置している。泊では当該操作はなく、中央制御室退避所を設置していない。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
96	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5. 0)	1. 0-183	相違理由欄に、以下の記載を追記しました。(下線部参照) (旧) なし (新) <u>【大飯】【女川】設計の相違②</u> 泊3号炉では、 <u>インターフォン及びテレビ会議システム(指揮所・待機所間)を、指揮所、待機所間を往来することなく、十分なコミュニケーションを可能にする目的で設置している。(インターフォンは、高浜3/4号炉及び大飯3/4号炉と同様)</u>	
97	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5. 0)	1. 0-183	相違理由欄に、以下の記載を追記しました。(下線部参照) (旧) なし (新) <u>【女川】記載方針の相違</u> 泊は特に重要なパラメータを共有する場合が前段と同様ではないことから対象設備を記載した。	
98	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5. 0)	1. 0-183	相違理由欄の以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) <u>【女川】設計の相違</u> (新) <u>【女川】設計の相違③</u> 緊急時対策所内における初動対応上、多様性を確保するのに必要と判断し、 <u>携帯電話を緊急時対策所内にて利用可能としている</u>	
99	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5. 0)	1. 0-183	相違理由欄の以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) なし (新) <u>【女川】設計の相違 上記③参照。</u> <u>【女川】設計の相違 上記③参照。</u> <u>【女川】設計の相違 上記③参照。</u>	
100	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5. 0)	1. 0-184	相違理由欄に、以下の記載を追記しました。(下線部参照) (旧) なし (新) <u>【大飯】設計の相違</u> <u>・大飯3/4号炉は、重大事故が発生した場合における地方公共団体等への原子力災害特別措置法に基づく通報等を実施できるよう、衛星アンテナが可搬できる衛星電話設備を設置又は保管している。</u> <u>・女川2号炉および泊3号炉は、緊急時対策所に設置している衛星電話設備(固定型)により通報できる(伊方3号炉および川内1/2号炉と同様)。</u> <u>また、泊3号炉は衛星電話設備(FAX)を設置しており、これによる通報も可能。</u>	
101	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5. 0)	1. 0-184	相違理由欄の以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) <u>【女川】設計の相違</u> (新) <u>【大飯】【女川】設計の相違</u> 緊急時対策所内における初動対応上、多様性を確保するのに必要と判断して緊急時対策所内にて衛星電話設備(FAX)を利用可能としている(<u>柏崎6/7号炉と同様</u>)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
102	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0-184	相違理由欄の以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 【大飯】 【女川】 設計の相違 泊3号炉では、インターフォン及びテレビ会議システム(指揮所・待機所間)を、指揮所、待機所間を往来することなく、十分なコミュニケーションを可能にする目的で設置している。 (新) 【大飯】 【女川】 設計の相違② 泊3号炉では、インターフォン及びテレビ会議システム(指揮所・待機所間)を、指揮所、待機所間を往来することなく、十分なコミュニケーションを可能にする目的で設置している。	
103	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0-184	相違理由欄の以下の記載を削除しました。(下線部参照) (旧) 【大飯】 設計の相違 <u>緊急時衛星通報システム</u> ・大飯3/4号炉は、重大事故等が発生した場合における地方公共団体等への原子力災害特別措置法に基づく通報等を実施できるよう、緊急時対策所に設置しているPCから地方公共団体等へ通報できる緊急時衛星通報システムを設置している。 (新) 【大飯】 設計の相違 ・大飯3/4号炉は、重大事故等が発生した場合における地方公共団体等への原子力災害特別措置法に基づく通報等を実施できるよう、緊急時対策所に設置しているPCから地方公共団体等へ通報できる緊急時衛星通報システムを設置している。	
104	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0-186	相違理由適正化(下線部参照) (旧) 第2表は、技術的能力1.1~1.19まとめ資料を基に、大飯及び女川と比較し全体的に見直しを実施していることから、修正箇所を示す黄色マーキングは実施しない。また、緑字については、記載表現、設備名称等の相違であり実質的な相違はないことから相違理由を省略し、着色のみとする。 (新) 第2表は、技術的能力1.1~1.19まとめ資料を基に、大飯及び女川と比較しているため、 <u>相違箇所の緑字</u> については、記載表現、設備名称等の相違であり実質的な相違はないことから相違理由を省略し、着色のみとする。	
105	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	1.0-160	第2表の要員及び要員数を見直し(下線部参照) 【第2表/1.3/インターフェイスシステムLOCA発生時の対応(中央制御室からの遠隔操作による漏えい箇所の隔離ができない場合)】 (旧) 運転員(中央制御室、現場)4名 (新) 運転員(中央制御室、現場)4名、災害対策要員2名	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
106	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0-186	同上	
107	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	1.0-161	第2表の要員数誤記訂正 (下線部参照) 【第2表/1.7/可搬型大型送水ポンプ車を用いたC, D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却】 (旧) 運転員 (中央制御室, 現場) 3名, 災害対策要員3名 (新) 運転員 (中央制御室, 現場) 3名, 災害対策要員6名	
108	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0-189	同上	
109	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	1.0-162	第2表の要員, 要員数及び想定時間を見直し (下線部参照) 【1.11海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水】 (旧) 運転員 (中央制御室) 1名, 災害対策要員3名, 240分 (新) 災害対策要員3名, 災害対策要員 (支援) 2名, 250分	
110	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0-190	同上	
111	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	1.0-162	第2表の要員, 要員数及び想定時間を見直し (下線部参照) 【第2表/1.11/海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイングルによる使用済燃料ピットへのスプレイ】 (旧) 運転員 (中央制御室) 1名, 災害対策要員7名, 運転班員1名, 120分 (新) 災害対策要員7名, 災害対策要員 (支援) 1名, 150分	
112	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0-190	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
113	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	1.0-162	第2表の要員及び要員数を見直し(下線部参照) 【可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視】 (旧) <u>運転員(中央制御室) 1名</u> , 災害対策要員 4名 (新) 災害対策要員 4名	
114	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0-190	同上	
115	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	1.0-162	第2表の記載項目の削除 使用済燃料ピット内の崩壊熱を考慮して場合分けを行っていたが、災害対策要員(支援)による対応を整理し、場合分けしていた技術的能力1.11のタイムチャートを一本化した。 (項目削除) 「第2表/1.11/海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水(使用済燃料ピットのみ燃料体を貯蔵している期間)」	
116	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0-190	同上	
117	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	1.0-163	第2表の対応手段を追加(下線部参照) 【対応手段】 <u>海を水源とした最終ヒートシンクへ熱を輸送するための格納容器内自然対流冷却</u> 【要員, 要員数, 想定時間】 <u>1.5及び1.7と同様</u>	
118	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0-191	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
119	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5. 0)	1. 0-163	第2表の要員数及び想定時間を見直し（下線部参照） 【海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給】 (旧) 【要員数】運転員（中央制御室，現場）2名，災害対策要員3名 【想定時間】250分 (新) 【要員数】運転員（中央制御室，現場）2名，災害対策要員6名 【想定時間】200分 【海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給】 (旧) 【要員数】運転員（中央制御室，現場）2名，災害対策要員3名 【想定時間】250分 (新) 【要員数】運転員（中央制御室，現場）2名，災害対策要員6名 【想定時間】200分	
120	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5. 0)	1. 0-192	同上	
121	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5. 0)	1. 0-164	想定時間の見直し 【代替所内電気設備による給電（可搬型代替電源車による代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤受電）】 (旧) 390分 (新) 380分	
122	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5. 0)	1. 0-194	同上	
123	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5. 0)	1. 0-164	第2表（5/7） No. 1. 16 アニュラス空気浄化設備の運転手順（全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合） 災害対策要員数の誤記訂正（下線部参照） (旧) 1 (新) 2	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
124	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0-197	同上	
125	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0-199	泊3号炉の対応手段のうち、空気供給装置による空気供給準備手順の女川との相違理由充実のため、以下の記載を追加。 【女川】設計の相違 空気供給装置使用のための系統構成が必要であることから手順を整備（大飯と同様）	
126	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	1.0-166	以下の記載を追記しました。（下線部参照） （旧）1.19 — （新）1.19 <u>代替電源設備による通信連絡設備への給電 1.14及び1.18と同様</u>	
127	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0-199	同上	
128	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0-199	泊3号炉の対応手段のうち、代替電源設備による通信連絡設備への給電の女川審査実績反映のため、以下の記載を追加。 （旧）なし （新）【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）	
129	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0.1-2	相違理由欄 下から1つ目の下記の相違理由を適正化 【伊方】設備の相違 （旧） 泊は、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプを本来の用途以外の用途で使用し可搬型大型送水ポンプ車へ燃料を補給する手段がある。 （新） 泊は、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプを本来の用途以外の用途で使用し可搬型タンクローリーへ燃料を補給する手段がある。	
130	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	1.0.1-2~9	表1 切替えの容易性に係る対象設備の選定について、以下記載内容を適正化 ・手順名称の最新化 ・重大事故等対処設備（設計基準拡張）についての対応手段追加 ・注釈の記載内容を適正化（下線部参照） （旧）注1 ×：多様性拡張設備等を用いる手順 （新）注1 ×：自主対策設備等を用いる手順	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
131	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0.1-6~13	同上	
132	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	1.0.1-10	表2 以下の記載を適正化 ・○○系統→○○系 への記載の適正化(下線部参照) (旧) 格納容器スプレイ系統と余熱除去系統 (新) 格納容器スプレイ系と余熱除去系 ・表1 最新化に伴う技術的能力に係る審査基準の該当項目の追加	
133	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0.1-16	同上	
134	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	1.0.1-別紙1-全般	別紙1 に関して他条文との記載の統一を図るため、以下の記載を適正化 ・手順名称の最新化 ・用語の統一 ・○○系統→○○系 への記載の適正化	
135	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0.1-17~25	同上	
136	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	目次 1.0.3-5	表2名称。記載の適正化(下線部参照) (旧) 表2 予備品及び予備品への取替のために必要な機材 (新) 表2 予備品及び予備品への取替えのために必要な機材	
137	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0.3-1 1.0.3-7	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
138	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	1.0.3-1	記載の適正化 (旧) ここでは、これら重要安全施設のうち、重要安全施設の取替え可能な機器、部品等に対する予備品及び予備品への取替のために～ (新) ここでは、これら重要安全施設のうち、重要安全施設の取替え可能な機器、部品等に対する予備品及び予備品への取替えのために～	
139	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0.3-2	同上	
140	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	1.0.3-2	記載の適正化 (旧) 上記の方針に適合する系統として、～ (新) 上記の方針に適合する設備として、～	
141	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0.3-2	同上	
142	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0.3-3	～その他作業環境を想定した資機材をあらかじめ確保する。 ・「あらかじめ」を記載している理由を相違理由欄に追記 泊は、技術的能力1.0まとめ資料1.0.1(2)a.項及び1.0.2(2)a.項と同様に「その他作業環境を想定した資機材をあらかじめ確保する」との表現とした。	
143	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	1.0.3-4	表1 重要安全施設一覧(2/2) 記載の適正化(下線部参照) ・系統・設備欄 (旧) 換気空調設備(中央制御室非常用循環系統) (新) 換気空調設備(中央制御室非常用循環系) ・※書き 記載内容 (旧) 予備品(表2 1. 予備品)を保管する系統 (新) 予備品(表2 1. 予備品)を保管する設備	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
144	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0.3-6	同上	
145	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	1.0.3-5	表2について以下を適正化 ・3.可搬型照明のうち可搬型照明(SA)の数量について、記載を適正化(下線部参照) (旧) <u>5</u> 個 (新) <u>4</u> 個	
146	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0.3-7	同上	
147	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	1.0.3-6	燃料タンク (SA) 追加したため、図1を最新化	
148	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0.3-8	同上	
149	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	1.0.4-1	・記載の適正化(下線部参照) (旧) 各社が保有する主な設備及び資機材のデータベースを整備し、随時、更新を図っている。 (新) 各社が保有する主な設備及び資機材のデータベースを整備し、 <u>事業者間でそのリストを共有するとともに</u> 、随時、更新を図っている。	
150	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0.4-3	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
151	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0.4-3	既に、2021年3月より他の原子力事業者が保有する主な設備及び資機材のデータベースの整備並びに事業者間でのリストの共有を実施している旨を、相違理由欄に追記した。 以下 追記内容 記載表現の相違(島根と同様) 既に、2021年3月より他の原子力事業者が保有する主な設備及び資機材のデータベースの整備並びに事業者間でのリストの共有を実施していることから、記載表現が相違している。	
152	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	1.0.4-4	記載の適正化 ・ c. 資機材及び要員輸送に係る支援体制 (旧) 丘珠空港 (札幌市) に常駐の～ (新) 丘珠空港 (北海道札幌市) に常駐の～	
153	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0.4-6	同上	
154	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	1.0.4-8	「表1 発電所構内に確保している燃料(事象発生後7日間の対応)」について、有効性評価「想定事故1」添付資料7.3.1.5の最新化に伴う記載内容の反映を実施した。	
155	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0.4-11	同上	
156	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	1.0.4-9	表2 防護具の空欄部に「-」を追記。(2箇所)	
157	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0.4-12	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
158	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	1.0. 4-18	記載の適正化 ・ 図1 重大事故等時における発電所外からの支援体制 (旧) 原子力事業所災害対策支援 (新) 原子力事業所災害対策支援拠点	
159	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0. 4-21	同上	
160	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	1.0. 4-20	記載の適正化 本店組織の役割を整理し、記載を適正化した。	
161	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0. 4-23	同上	
162	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	1.0. 4-別紙1-1	別紙1 1. 及び2. の「その他」欄 ・ 記載の適正化 (下線部参照) (旧) 消耗品類 (燃料, 食料, 飲料水等) は最寄りの小売店より調達 (新) 消耗品類 (燃料, 食料, 飲料水等) は最寄りの小売店より調達, 社内融通等	
163	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0. 4-43	同上	
164	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	1.0. 6-目次	目次に以下を追加する。 表1 原子炉設置変更許可申請書における手順書名称と泊発電所にて制定する手順書名称の対応表………1.0. 6-2	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
165	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0.6-1	同上	
166	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	1.0.6-目次	記載の適正化(下線部参照) (旧) 図10 運転員の事象判断プロセスと運転要領緊急処置編の体系について (新) 図10 運転員の事象判別プロセスと運転要領緊急処置編の体系について	
167	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0.6-2	同上	
168	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	1.0.6-3	記載の適正化(下線部参照) (旧) (6) 可搬型重大事故等対処設備等、発電所対策本部(発電所災害対策要員(運転員を除く。))が行う作業については、～ (新) (6) 可搬型重大事故等対処設備等、発電所対策本部(発電所災害対策要員(運転員を除く。))が行う作業については、～	
169	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0.6-5	同上	
170	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	1.0.6-2 1.0.6-3	用語の統一のため、以下について記載の適正化(記載例) (旧) ○○次系 (新) ○○次冷却系	
171	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0.6-4 1.0.6-6	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
172	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	1.0.6-9	記載の適正化(下線部参照) (旧) 進展防止および抑制、 <u> </u> のために運転員が～ (新) 進展防止および抑制のために、 <u> </u> 運転員が～	
173	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0.6-15	同上	
174	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	1.0.7-全般	有効性フローの最新化及び記載の統一を図るため、以下について全般的に修正を実施。 ・有効性フローの最新化 ・手順フローの点線を実線化	
175	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0.7-全般	同上	
176	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	目次	記載の適正化。目次、22. (下線部参照) (旧) 原子炉起動時に、化学体積制御系の弁の誤作動等により原子炉へ純水が流入する事故 (新) 原子炉起動時に、化学体積制御系の弁の誤動作等により原子炉へ純水が流入する事故	
177	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0.7-2	同上	
178	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	1.0.7-1	記載の適正化。番号22 (下線部参照) (旧) 原子炉起動時に、化学体積制御系の弁の誤作動等により原子炉へ純水が流入する事故 (新) 原子炉起動時に、化学体積制御系の弁の誤動作等により原子炉へ純水が流入する事故	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
179	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0.7-3	同上	
180	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	1.0.7-10	誤記修正。(下線部参照) 「運転要領(案)」欄、緊急処置編(第2部)安全機能ベース「格納容器健全性の維持」 (旧) C/V自然対流冷却のための原子炉補機冷却系統の加圧 (新) C/V自然対流冷却のための原子炉補機冷却水系統の加圧	
181	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0.7-15	同上	
182	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	1.0.7-34	誤記修正。(下線部参照) 「運転要領(案)」欄、緊急処置編(第1部)「停止中の余熱除去機能喪失」 (旧) C/V自然対流冷却準備(原子炉補機冷却系統加圧) (新) C/V自然対流冷却準備(原子炉補機冷却水系統加圧)	
183	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0.7-50	同上	
184	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	1.0.7-36	誤記修正。(下線部参照) 「運転要領(案)」欄、緊急処置編(第1部)「停止中の余熱除去機能喪失」 (旧) C/V自然対流冷却準備(原子炉補機冷却系統加圧) (新) C/V自然対流冷却準備(原子炉補機冷却水系統加圧)	
185	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0.7-54	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
186	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	1.0.7-37	記載の適正化。22. (下線部参照) (旧) 原子炉起動時に、化学体積制御系の弁の誤作動等により原子炉へ純水が流入する事故 (新) 原子炉起動時に、化学体積制御系の弁の誤動作等により原子炉へ純水が流入する事故	
187	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0.7-56	同上	
188	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	1.0.8-目次 1.0.8-6	記載の適正化 (下線部参照) (旧) 図2 津波発生時における所員等の高台等への避難ルート (新) 図2 津波発生時における所員の高台への避難ルート	
189	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0.8-4	記載の適正化 (下線部参照) 相違理由欄 下から2つ目 記載内容の相違 (旧) 浸水防護重点化範囲への浸水防止をという観点では、女川と同様 (詳細はDB5条まとめ資料にて整理) (新) 浸水防護重点化範囲への浸水防止という観点では、女川と同様 (詳細はDB5条まとめ資料にて整理)	
190	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	1.0.8-3	記載の適正化 (下線部参照) b. 建屋の浸水防護対策 (旧) 地震による循環水系統配管等の損傷箇所からの津波の流入等が、隣接する浸水防護重点化範囲 (原子炉建屋等) へ影響すること～ (新) 地震による循環水配管等の損傷箇所からの津波の流入等が、隣接する浸水防護重点化範囲 (原子炉建屋等) へ影響すること～	
191	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0.8-4	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
192	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	1.0.8-4	記載の適正化（下線部参照） (旧) プラント及び屋外廻りの監視を強化し、アクセスルート、屋外廻りの機器、建屋等の降下火砕物の除去を行うとともに、換気空調設備のフィルタ差圧を確認し、状況に応じて清掃や取替え等を行う。 (新) プラント及び屋外廻りの監視を強化し、アクセスルート、屋外廻りの機器、建屋等の降下火砕物の除去を行うとともに、換気空調設備のフィルタ差圧を確認し、状況に応じてフィルタの取替え、清掃等を行う。	
193	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0.8-6	同上	
194	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0.8-6	泊欄の下線部の記載について、以下のとおり相違理由を追加した。 相違理由欄 上から4つ目 記載表現の相違 プラント及び屋外廻りの監視を強化し、アクセスルート、屋外廻りの機器、建屋等の降下火砕物の除去を行うとともに、換気空調設備のフィルタ差圧を確認し、状況に応じてフィルタの取替え、清掃等を行う。	
195	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	1.0.8-6	燃料タンク (SA) 追設に伴い、以下の図の最新化を図った。 ・図2 津波発生時における所員の高台への避難ルート	
196	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0.8-8	同上	
197	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	1.0.9-2	記載の適正化のため、以下の記載を追加する。(下線部参照) (旧) 発電所災害対策要員(運転員を除く。)のうち保修課員は、ポンプ、弁設備の分解点検、調整、部品交換等の実習を社員自らが実施することにより技能及び知識の向上を図る。 (新) 発電所災害対策要員(運転員を除く。)のうち保修課員は、原子力教育センターにてポンプ、弁設備の分解点検、調整、部品交換等の実習を社員自らが実施することにより技能及び知識の向上を図る。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
198	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0.9-8	同上	
199	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	1.0.9-9 1.0.9-10 1.0.9-16	記載表現の適正化 電気工作班員, 機械工作班員, 土木建築工作班員を統合し復旧班とした。	
200	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0.9-21 1.0.9-22 1.0.9-31	同上	
201	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	1.0.9-11	表4 (1/2) (2)項に以下を追記。 ・格納容器内自然対流冷却	
202	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0.9-25	同上	
203	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	1.0.9-14	表5 (2/3) 以下の記載を適正化 (下線部参照) ・班名欄 (旧) <u>土木建築工作班</u> (新) <u>復旧班(土木建築担当)</u> ・放管班 シルトフェンス設置訓練 主な内容欄 (旧) <u>放射性物質の海洋拡散抑制手順 (ビデオ教育含む)</u> (新) <u>シルトフェンスの設置 (ビデオ教育含む)</u>	
204	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0.9-28	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
205	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	1.0.9-14	表5 (2/3) 放管班 主な内容欄 以下の記載を削除 (下線部参照) 下記削除 ・ 重大事故時等環境モニタリング手順	
206	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0.9-28	同上	
207	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	1.0.9-15	表5 (3/3) 以下の記載を適正化 (下線部参照) (旧) ・ <u>3号炉中央制御室及び緊急時対策所のチェンジングエリア内における出入管理手順</u> (入退域方法, スクリーニング, 除染方法等) ・ <u>線量管理手順</u> (新) ・ <u>重大事故等発生時の線量管理等の出入管理方法</u> (入退域方法, スクリーニング, 除染方法等)	
208	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0.9-29	同上	
209	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	1.0.9-16	表6の訓練内容欄 以下の名称を適正化 (下線部参照) (旧) サーベイメータ等を北海道原子力 <u>環境</u> センターへ運搬を行う。 (新) サーベイメータ等を北海道原子力 <u>防災</u> センターへ運搬を行う。	
210	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0.9-31	同上	
211	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	1.0.9-17	表7の活動内容(例)欄 以下の記載を適正化 (旧) 巡視、及びプラント (新) 巡視及びプラント	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
212	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-r.5.0)	1.0.9-47	同上	
213	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-r.5.0)	1.0.9-17	表7の社内規程欄 以下の記載を適正化 (下線部参照) (旧) ・ 重大事故等発生時および大規模損壊発生時対応要領に基づく三次文書 (新) ・ 重大事故等および大規模損壊対応要領に基づく三次文書	
214	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-r.5.0)	1.0.9-47	同上	
215	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-r.5.0)	1.0.9-21	表10の要員欄に以下の記載を追加 ・ 通報連絡責任者 ・ 火災責任者	
216	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-r.5.0)	1.0.9-54	同上	
217	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-r.5.0)	1.0.9-補足2-3	補足 表1 (2/4) の主な内容欄 以下の記載を適正化 (下線部参照) (旧) 現場手動捜査 (新) 現場手動操作	
218	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-r.5.0)	1.0.9-63	同上	
219	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-r.5.0)	1.0.10-目次 1.0.10-31	記載の適正化 (下線部参照) (旧) 図11 緊急時対策所内のレイアウト, 情報共有のイメージ (新) 図11 緊急時対策所指揮所内のレイアウト, 情報共有のイメージ	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
220	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.5.0)	1.0.10-2 10.0.10-42	同上	
221	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.5.0)	1.0.10-13	記載の適正化（下線部参照） (旧) ④ 事務局を中心に、発電所対策本部長、各班長の指示・命令、報告、発話内容をホワイトボード、0A機器内の共通様式に入力することで、対策本部内の全要員、本店対策本部との情報共有を図る。 (新) ④ 事務局を中心に、発電所対策本部長、各班長の指示・命令、報告、発話内容をホワイトボードに記載し、また、0A機器内の共通様式に入力することで、対策本部内の全要員、本店対策本部との情報共有を図る。	
222	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.5.0)	1.0.10-23	同上	
223	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.5.0)	1.0.10-17 1.0.10-33 1.0.10-36	記載の適正化 本店組織の役割を整理し、記載を適正化した。	
224	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.5.0)	1.0.10-27 1.0.10-44 1.0.10-47	同上	
225	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.5.0)	1.0.10-20	記載の適正化 表2 AL31, SE31, GE31項削除	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
226	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5. 0)	1. 0. 10-31	同上	
227	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5. 0)	1. 0. 10-21	記載の適正化 ・表3 各工作班を復旧班へ統合したため、発電所対策本部の各長の代行順位を変更	
228	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5. 0)	1. 0. 10-32	同上	
229	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5. 0)	1. 0. 10-31 1. 0. 10-補足3-3	記載の適正化 ・図11 緊急時対策所指揮所内のレイアウトの中で、機械工作班、電気工作班、土木建築工作班を統合し復旧班として図示した。 ・補足3 図2 原子力防災体制発令後の社内の体制及び連絡経路の中で、機械工作班、電気工作班、土木建築工作班を統合し復旧班として図示した。	
230	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5. 0)	1. 0. 10-42 1. 0. 10-130	同上	
231	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5. 0)	1. 0. 10-31	記載表現の適正化 (旧) ・事務局を中心に、発電所対策本部長、各班長の指示・命令、報告、発話内容をホワイトボード、OA機器内の共通様式等に入力することで、～ (新) ・事務局を中心に、発電所対策本部長、各班長の指示・命令、報告、発話内容をホワイトボードに記載し、また、OA機器内の共通様式等に入力することで～	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
232	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0.10-42	同上	
233	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	1.0.10-35	引用図面の最新化（下線部参照） ・ 図15 全面緊急事態発生時の情報発信体制 (旧) 原子力防災会議幹事会 令和2年7月27日一部改訂 (新) 原子力防災会議幹事会 令和4年9月2日一部改訂	
234	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0.10-46	同上	
235	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	1.0.10-別紙3-2 1.0.10-別紙7-10 1.0.10-別紙7-28	燃料タンク (SA) 追設に伴い、以下の図の最新化を図った。 ・ 別紙3 図2 緊急時対策所までのアクセスルート ・ 別紙7 図8 発電所構内への参集ルート及び緊急時対策所アクセスルート ・ 別紙7 <参考3> 図2 51m倉庫・車庫エリア付近の参集ルートと送電鉄塔の位置	
236	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0.10-72 1.0.10-90 1.0.10-124	同上	
237	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	1.0.11-表紙	タイトル適正化 (旧) 重大事故等時の発電用原子炉主任技術者の役割等について (新) 重大事故等時の発電用原子炉主任技術者の役割について	
238	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0.11-1	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
239	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5. 0)	1. 0. 12-1	記載の適正化（下線部参照） (旧) としては下記が考えられる。 (新) としては以下が考えられる。	
240	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5. 0)	1. 0. 12-2	同上	
241	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5. 0)	1. 0. 12-5 1. 0. 12-7 1. 0. 12-16	記載表現の適正化（下線部参照） (旧) 福島第一原子力発電所 (新) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所	
242	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5. 0)	1. 0. 12-20 1. 0. 12-24 1. 0. 12-32	同上	
243	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5. 0)	1. 0. 12-7	表2 記載の適正化 ・初動対応体制の見直しに伴い、体制及び人数を変更した。 ・災害対策要員の強化内容 (旧) 地震・津波発生時等のがれき撤去等の対応要員として配置 (新) 地震・津波発生時等のがれき撤去、代替非常用発電機、可搬型大型事故等対処設備への燃料補給等の対応要員として配置	
244	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5. 0)	1. 0. 12-24	同上	
245	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5. 0)	1. 0. 12-9	記載表現の適正化 ・機械工作班、電気工作班及び土木建築工作班を統合し復旧班に変更。を追記。	
246	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5. 0)	1. 0. 12-25	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
247	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	1.0.12-9	図5 記載の適正化 ・機械工作班, 電気工作班, 土木建築工作班を統合し復旧班に記載を変更した。	
248	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0.12-25	同上	
249	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	1.0.12-16	表3 記載の適正化 ・機械工作班, 電気工作班, 土木建築工作班を統合し復旧班に記載を変更した。	
250	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0.12-32	同上	
251	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	1.0.12-17	表4 記載表現の適正化 (下線部参照) (旧) 国会 P.142 (新) 国会 P.194	
252	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0.12-33	同上	
253	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0.12-37	相違理由欄 適正化 (下線部参照) (旧) 【大飯】 (新) 【大飯・女川】	
254	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	1.0.13-1	句点位置の適正化 1. ～被ばく線量を低減する。 (図1参照) 1. ～被ばく線量を低減する (図1参照) 。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
255	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0.13-2	同上	
256	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	1.0.13-7	表2 可搬型照明のうち可搬型照明(SA)の数量の記載を適正化(下線部参照) (旧) <u>5</u> 個 (新) <u>4</u> 個	
257	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0.13-8	同上	
258	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	1.0.14-1~22 1.0.14-24~26 1.0.14-28~31	表1に関して他条文との記載の統一を図るため、以下の記載を適正化 ・項目、対応手段、設備の最新化 ・非常用直流電源設備(DB拡張)→所内常設蓄電式直流電源設備(SA設備) ・非常用直流電源設備(自主)→所内常設蓄電式直流電源設備(自主)	
259	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0.14-2~23 1.0.14-25~27 1.0.14-29~30 1.0.14-32~33	同上	
260	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	1.0.14-24	『海を水源とした最終ヒートシンクへ熱を輸送するための格納容器内自然対流冷却』追加による星取実施	
261	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0.14-25	同上	
262	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	1.0.14-35 1.0.14-39~41 1.0.14-44~48 1.0.14-50~51	表2に関して他条文との記載の統一を図るため、以下の記載を適正化 ・機能喪失を想定する設計基準事故対処設備、対応手段	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
263	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-r.5.0)	1.0.14-37 1.0.14-41~43 1.0.14-46~50 1.0.14-52~53	同上	
264	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-r.5.0)	1.0.14-36	『再循環運転』追加による星取実施	
265	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-r.5.0)	1.0.14-38	同上	
266	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-r.5.0)	1.0.14-42~47	条文欄について、記載の適正化（下線部参照） (旧) 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (新) 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等	
267	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-r.5.0)	1.0.14-44~49	同上	
268	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-r.5.0)	1.0.14-42	他条文との記載の統一 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備（補助給水ピット）に対する『燃料取替用水ピットを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための原子炉容器への注水』追加による星取実施	
269	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-r.5.0)	1.0.14-44	同上	
270	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-r.5.0)	1.0.14-44	記載の適正化のため『原水槽を水源とした原子炉格納容器下部への注水』について、第3部欄への星取実施	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
271	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0.14-46	同上	
272	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	1.0.14-46	『海を水源とした最終ヒートシンクへ熱を輸送するための格納容器内自然対流冷却』追加による星取実施	
273	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0.14-48	同上	
274	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	1.0.15-全般	「・・・設備」、「・・・系」及び「・・・系統」の使い分けについて、泊3号炉では以下のとおり整理することとした。 ●原則として設備名称（「○○設備」）を用いるが、資料中の文脈に応じて適切な記載となるよう次のとおり使い分ける。 ⇒「○○設備」：対象を設備として記載する場合に用いる。 ⇒「○○系」：「○○設備」と表現するのは馴染まない場合に用いることとし、主に技術的能力における操作手順や系統構成に係る記載に用いる。	
275	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0.15-全般	同上	
276	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	1.0.15-5	図1について、以下を適正化 ・赤色着色にて、C,D-格納容器再循環ユニットによる格納容器自然対流冷却ラインを図示した。（凡例も追加） ・青色着色にて、可搬型大型送水ポンプ車を用いたC,D-格納容器再循環ユニットによる格納容器自然対流冷却ラインを図示した。（凡例も追加）	
277	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0.15-7	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
278	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	1.0.15-9	記載の適正化 図5 ・「B-格納容器スプレイ冷却器」 設備名称を追加。 ・B-格納容器スプレイ冷却器下流から燃料取替用水ピットに戻るラインについて絞りの上流に『閉』の手動弁を追加。	
279	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0.15-11	同上	
280	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	1.0.15-10	記載の適正化 図6 ・「B-格納容器スプレイ冷却器」 設備名称を追加。 ・B-格納容器スプレイ冷却器下流から燃料取替用水ピットに戻るラインについて絞りの上流に『閉』の手動弁を追加。	
281	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0.15-14	同上	
282	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	1.0.15-13	記載の適正化 (下線部参照) (旧) 仮設系統のイメージを図8に示す。 (新) 仮設格納容器スプレイ再循環系のイメージを図8に示す。	
283	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0.15-17	同上	
284	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	1.0.16-2	記載の適正化 (下線部参照) (旧) 排水溝 (新) 排水溝	
285	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0.16-3	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
286	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5. 0)	1.0. 16-4 1.0. 16-5	記載の適正化（下線部参照） (旧) 可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの海水注水については、事象発生直後から使用済燃料ピット水が蒸発を開始すると想定し、 <u>使用済燃料ピット水位を維持するよう可搬型大型送水ポンプ車で間欠的に注水した場合を想定して</u> 、7日間の運転継続に約5.0kLの軽油が必要となる。 緊急時対策所への電源供給については、保守的に事象発生直後からの緊急時対策所用発電機の運転を想定すると、7日間の運転継続に約7.4kLの軽油が必要となる。 ディーゼル発電機燃料油貯油槽にて540kLの軽油を保有しており、ディーゼル発電機に・・・ (新) 可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの海水注水については、 <u>保守的に事象発生直後からの可搬型大型送水ポンプ車の運転を想定すると</u> 、7日間の運転継続に約12.5kLの軽油が必要となる。 緊急時対策所への電源供給については、保守的に事象発生直後からの緊急時対策所用発電機の運転を想定すると、7日間の運転継続に約19.2kLの軽油が必要となる。 ディーゼル発電機燃料油貯油槽（約540kL）及び燃料タンク（SA）（約50kL）にて合計約590kLの軽油を保有しており、 <u>これらの使用が可能であることから</u> 、ディーゼル発電機に・・・	
287	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5. 0)	1.0. 16-8 1.0. 16-9	同上	
288	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5. 0)	1.0. 16-9	相違理由欄 上から一つ目 記載の適正化のため、以下の記載を追加した（下線部参照）。 (旧) ・泊は、緊急時対策所用発電機の燃料をディーゼル発電機燃料油貯油槽にて補給する。 (新) ・泊は、緊急時対策所用発電機の燃料をディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク（SA）にて補給する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
289	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5. 0)	1. 0. 16-9	相違理由欄 上から三つ目 記載の適正化のため、以下の記載を追加した(下線部参照)。 (旧) ・泊3号炉は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽に7日間の重大事故等対応が可能な燃料を確保している。 (新) ・泊3号炉は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク (SA) により7日間の重大事故等対応が可能な燃料を確保している。	
290	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5. 0)	1. 0. 16-7 1. 0. 16-17	記載の適正化(下線部参照) (旧) 原子炉補機冷却水系統への通水確保(海水) (新) 原子炉補機冷却水系統への通水確保(海水)	
291	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5. 0)	1. 0. 16-15 1. 0. 16-28	同上	
292	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5. 0)	1. 0. 16-7	記載適正化のため、以下の記載を削除。(下線部参照) ・技術的能力1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 添付資料1.11.21「重大事故に係る屋外作業員に対する被ばく評価について」 ・技術的能力1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 添付資料1.13.4「重大事故に係る屋外作業員に対する被ばく評価について」 (添付資料1.7.7, 添付資料1.11.21及び添付資料1.13.4より抜粋)。	
293	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5. 0)	1. 0. 16-15	同上	
294	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5. 0)	1. 0. 16-7	技術的能力1.7の反映による追而解消(下線部参照) 作業員の被ばく線量は約39mSv, 約18mSv, 約23mSvであるが、1号及び2号炉の使用済燃料ピットにおいて高線量場が発生した場合であっても、被ばく線量の増加分はそれぞれ約5mSv, 約4mSv, 約2mSvであるため作業性に問題は無い。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
295	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0.16-15	同上	
296	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	1.0.16-9	表2 「可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水」 対応要員欄について、記載内容を適正化（下線部参照）。 (旧) 災害対策要員 (新) 災害対策要員及び災害対策要員（支援）	
297	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0.16-19	同上	
298	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	1.0.16-9	表2 可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水 必要な資源欄 記載の適正化（下線部参照） (旧) ○燃料 1号及び2号炉 可搬型大型送水ポンプ車：約25kL (72L/h×24h×7日×2台) (新) ○燃料 1号及び2号炉 可搬型大型送水ポンプ車：約25kL (74L/h×24h×7日×2台)	
299	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0.16-19	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
300	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	1.0.16-9	表2 可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水必要な資源欄 記載の適正化 (下線部参照) (旧) ○燃料 3号炉 可搬型大型送水ポンプ車: 約5kL (72L/h×19.2m ³ /h ^{*1} ×24h×7日×1台÷47m ³ /h) ※1: 有効性評価「想定事故1」における使用済燃料ピットの蒸発率 (新) ○燃料 3号炉 可搬型大型送水ポンプ車: 約12.5kL (74L/h×24h×7日×1台)	
301	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0.16-19	同上	
302	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	1.0.16-11	表4 「作業員の対応手順と所要時間(屋外作業)」について、技術的能力1.7の反映のため、図の適正化を図った。	
303	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0.16-22	同上	
304	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0.16-22	相違理由欄 記載の適正化のため、以下の記載を削除した。 左図については、提出済の有効性評価まとめ資料の図を貼り付けているが、燃料補給要員の常駐要員化、災害対策本部要員の増員について反映できていない。有効性評価まとめ資料を修正後、本資料の図を貼り替える。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
305	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	1.0.16-12 1.0.16-14 1.0.16-15 1.0.16-16 1.0.16-17 1.0.16-26 1.0.16-49	燃料タンク (SA) 追設に伴い、以下の図の最新化を図った。 ・図1 泊発電所におけるアクセスルート ・図3 緊急時対策所への参集ルート等を踏まえた評価点 ・図4 (1/3) 燃料取替用水ピットへの補給 (海水) の作業動線と評価点 ・図4 (2/3) 使用済燃料ピットへの注水確保 (海水) の作業動線と評価点 ・図4 (3/3) 原子炉補機冷却水系統への通水確保 (海水) の作業動線と評価点 ・図2 緊急時対策所への参集ルート等を踏まえた評価点 ・図3 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による泊1, 2号炉使用済燃料ピットへの補給又はスプレイ ホース敷設ルート図	
306	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0.16-23 1.0.16-25 1.0.16-26 1.0.16-27 1.0.16-28 1.0.16-39 1.0.16-64	同上	
307	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5.0)	1.0.16-15 1.0.16-16 1.0.16-17	技術的能力1.7の反映のため、図の適正化を図った。 ・図4 (1/3) 燃料取替用水ピットへの補給 (海水) の作業動線と評価点 ・図4 (2/3) 使用済燃料ピットへの注水確保 (海水) の作業動線と評価点 ・図4 (3/3) 原子炉補機冷却水系への通水確保 (海水) の作業動線と評価点	
308	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0.16-26 1.0.16-27 1.0.16-28	同上	
309	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5.0)	1.0.16-31	記載の適正化 (下線部参照) 相違理由欄 上から1つ目の記載 (旧) 泊は、添付資料1.0.16資料1に泊1, 2号炉 使用済燃料ピット発災時の線量影響の評価結果を、 (新) 泊は、添付資料1.0.16資料1に泊1, 2号炉 使用済燃料ピット発災時の燃料健全性の評価結果を、	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
310	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5. 0)	1. 0. 16-47	記載の適正化 (下線部参照) (技術的能力1. 11の反映) (旧) 泊3号炉におけるSFPへの補給(注水)は、要員 <u>3</u> 名により作業を実施し、所要時間は約 <u>4</u> 時間と想定している。 (新) 泊3号炉におけるSFPへの補給(注水)は、要員 <u>5</u> 名により作業を実施し、所要時間は約 <u>4</u> 時間 <u>10</u> 分と想定している。	
311	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5. 0)	1. 0. 16-63	同上	
312	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5. 0)	1. 0. 16-49	タイムチャート 要員の増加及び記載の適正化 (技術的能力1. 11の反映) ・ 時間バー表示を分割 (記載表現見直し), 操作手順及び※書きの内容修正 ・ 災害対策要員 (支援) を増員したことによる作業内容の追加	
313	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 5. 0)	1. 0. 16-65	同上	
314	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5. 0)	1. 0. 17-5	記載の適正化 (下線部参照) 表1 (旧) 【 運転中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故 】 (新) 【 運転中の発電用原子炉における重大事故に至るおそれがある事故 】	
315	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 5. 0)	1. 0. 18-1	記載の適正化 (下線部参照) (旧) SA技能的能力 (新) 技能的能力	